

## 平成 17 年度以降の事業実施の方向性について（案）

## 【費用分担に関する基本的考え方】

将来的な費用分担像

公正な環境技術の実証についての国及び地方公共団体等の分担は、実証制度の維持（国にあっては実証要領策定体制やデータベース管理等、地方公共団体等にあっては地環研の体制の維持等）。それ以外の部分について、国及び地方公共団体は費用分担しない。すなわち、実証試験に伴う実費等については、原則、申請者が負担する。

モデル事業期間内の費用分担

モデル事業の期間内は、将来的な費用分担体制の確立を至上命題とし、原則、国が実証費用の大部分を負担。5年間の期間内は、将来体制への移行期間とする。また、将来体制の確立のためには、モデル事業期間内に可能な限り多くの技術分野を試行実証することが重要であるため、国の費用負担は必要最低限のものとする。

具体的には、1技術分野について、1年間で実証体制を確立することは難しいため、国の全額負担による実証は、1技術分野につき2年間を基本とする。3年目以降となる技術分野については、以下の例外を除き、将来体制へ移行するものとし、実証体制維持経費以外は負担しない。

多数の地方公共団体等からの要望があるもの（地環研等における実証体制確立のため、なるべく多くの地方公共団体が参加することには意義がある）

対象となる技術に地域性がある、対象となる技術数が非常に多い等の問題から、2年での体制確立が難しいもの（ただし、悉皆的な実証は目的としない）

その他（平成 15 年度開始当初に 2 年間で原則終了という方針が明示されていなかったために、16 年度のみでは体制の確立が困難であるもの等）

## （残されている論点）

- ✓ 地方公共団体とそれ以外の「実証機関」（NPO 等）は、考え方の上で区別すべきか？
- ✓ モデル事業期間内に実証しておくべき「技術分野」は？ 環境問題の大分類（大気環境、水環境・土壌環境、自然環境、地球環境、化学物質、廃棄物・リサイクルなど）について各 1 ないし 2 技術分野ずつくらいは実施しておくことが望ましい？（＝モデル期間終了後の分野別 WG の省力化にも繋がる。）
- ✓ 現時点において類似実証事業が存在する技術分野（＝モデル実証事業において対象としないもの）について、既存制度との整理をどうするか？ 将来的にはこれら既存制度との統合等も視野に入れるべきか？
- ✓ 行政ニーズが特に高い技術分野、あるいは、中小企業（ベンチャー企業）等に対する、申請者費用負担軽減を検討すべきか？（末尾「参考 1」参照）

## 【モデル事業終了後における費用分担について】

基本的考え方に基づき、以下のとおり、各主体の責任 / 費用分担を整理。

- 国：技術実証全体に係る検討会等の運営（対象技術分野の策定、実証要領の策定、実証機関の選定等）、実証機関への事務経費（委託費）、技術実証全体に係るデータベース（ウェブサイト）の維持
- 実証機関 A（地方自治体）：技術実証人材の確保、[ 実証方法（試験計画）の検討・策定に係る費用、実証試験に伴う旅費等雑費、実証結果の評価に係る費用 = 委託費？ ]
- 実証機関 B（NPO 等）：技術実証人材の確保、[ 実証方法（試験計画）の検討・策定に係る費用、実証試験に伴う旅費等雑費、実証結果の評価に係る費用 = 委託費？ ]
- 申請者：実証試験実施に係る費用（手数料として実証機関へ）

（残されている論点）

- ✓ 分野別 WG と技術実証委員会の役割分担及び費用分担は？ 実証試験要領と試験計画は、別々の場で議論が必要か？ 例えば、分野別 WG に吸収することは可能か？
- ✓ 実証機関と国との間の具体的費用分担は？ 少額であっても継続的に委託し続けることが可能か？
- ✓ 実証機関が地方公共団体の場合と、それ以外（NPO 等）の場合とで、区別する必要があるか？ 費用は変わるか？
- ✓ 適正な手数料の額については、どこでどのように判断すべきか？ 手数料を取る場合、申請者に対して「技術の選定」を行ってよいか？
- ✓ 行政ニーズの特に高い技術分野、あるいは、中小企業（ベンチャー企業）等の申請に対しては、費用分担の考え方を検討すべきか？

## 【その他、将来体制に残されている論点】

- ✓ 現在のまま行けば、将来体制において、分野別 WG の数は増え続け、維持は困難。「技術分野」はもっと広いものとすべき？（例：大気環境、水環境・土壌環境、自然環境、地球環境、化学物質、廃棄物・リサイクルなど、大分類的に）（末尾「参考 2」参照）
- ✓ 実証した技術のさらなる普及等のため、実証済みの技術に対し、「ラベリング」等を検討すべきか？（末尾「参考 3」参照）
- ✓ いつまでも国の事業のまま実施する必要があるか？ 将来的には、公益法人等に体制を下ろすことも検討すべきか？

(参考1) 国内の主要環境技術実証・認証等事業における費用負担状況

国内の主要環境関連技術の実証・認証事業等を対象に、各事業における費用負担構造について調査した(下表)。

図表 1 調査対象

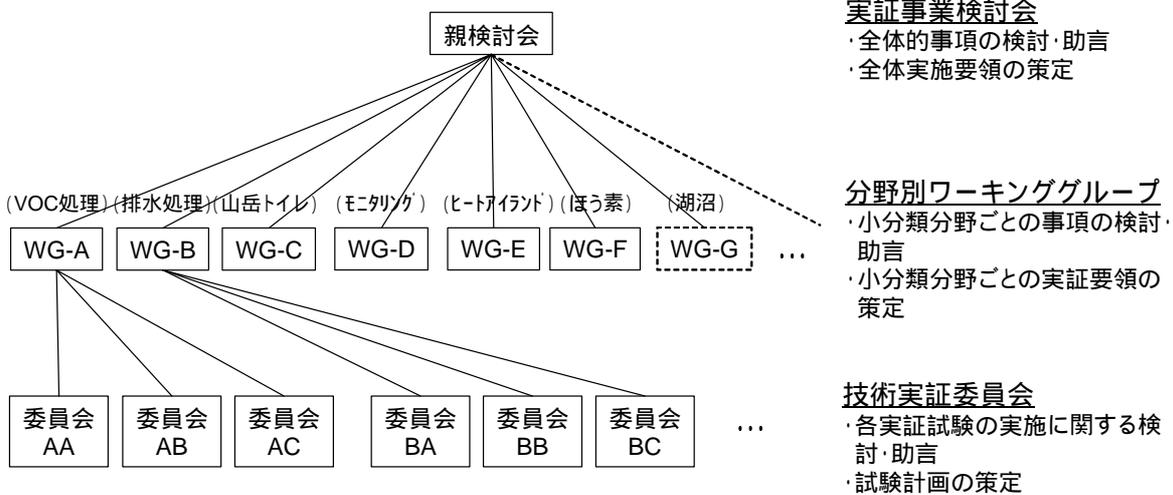
主体	事業名
(財)日本環境衛生センター	「廃棄物処理技術検証事業」
(社)全国都市清掃会議	「廃棄物処理技術検証・確認事業」
(財)廃棄物研究財団	「廃棄物処理技術開発支援事業」

図表 2 各事業における費用負担の状況

実施機関 実証実験	(財)日本環境衛生センター 「廃棄物処理技術検証事業」	(社)全国都市清掃会議 「廃棄物処理技術検証・確認事業」	(財)廃棄物研究財団 「廃棄物処理技術開発支援事業」
事業概要	民間企業等が開発した廃棄物に係る処理技術について、技術内容、関係法令や性能指針への適合性、試験運転の結果等の検証を行い、その結果を信頼における正確な情報として電子メディア等を通じ広く一般に技術情報として公表することを目的とする。	全国の清掃事業者の技術向上と相互協力の見地から、地方公共団体の立場を理解したうえで企業が開発する廃棄物処理に係る技術の現状について検証・確認し、地方公共団体に新技術について技術情報提供を行う。	民間企業等の依頼により実証試験段階の技術に対し、実証試験の実施方法、データ等の整理の仕方、考え方等について指導助言することにより、民間企業等の技術開発を促進し、優れた新技術の普及を図ることを目的に実施するもの。
事業種類	検証	検証	検証
費用負担に関する情報	実証機関	・ 費用負担はない	・ 費用負担はない
	申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な負担額は 400～600 万円。</li> <li>費用にはデータ測定、分析、委員会開催、報告書作成等、検証にかかる費用すべてを含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての技術について、負担額は 500 万円(消費税含まない)。</li> <li>海外技術など海外に行く場合には、別途負担求めることもある。</li> <li>費用にはデータ測定、分析、委員会開催、報告書作成等、検証にかかる費用すべてを含む。</li> </ul>
	その他	・ 委員会の開催回数が増えたとしても、申請者に追加負担は求めない。	・ 委員会の開催回数等により事務費が増加しても、申請者に追加負担は求めない。
出典	<a href="http://www.jesc.or.jp/haiki/info.pdf">http://www.jesc.or.jp/haiki/info.pdf</a> (財)日本環境衛生センター ヒアリング	<a href="http://www.jwma-tokyo.or.jp/body/activity.html">http://www.jwma-tokyo.or.jp/body/activity.html</a> (社)全国都市清掃会議 ヒアリング	<a href="http://www.jwrf.or.jp/new/index.html#sen">http://www.jwrf.or.jp/new/index.html#sen</a> (財)廃棄物研究財団 ヒアリング

(参考2) モデル実証事業の検討会等の役割分担について

(1) 現行の分担状況



(メリット)

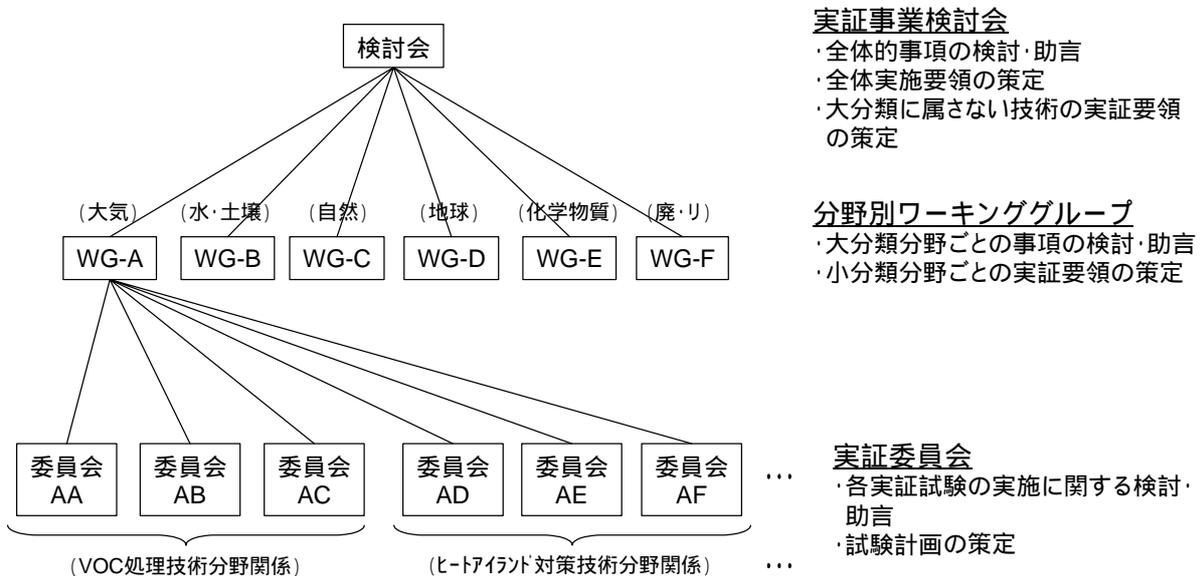
・WGの所掌範囲が極めて明確

(デメリット)

・WGと実証委員会の役割分担が不明確

・WGは非常に多くなり、維持が困難

(2) 技術分野を大分類とした場合の分担イメージ



(メリット)

・WG数は抑えられ、維持が容易

(デメリット)

・WGの所掌範囲が広い

(参考3) 米国 ETV 事業におけるロゴマークの扱い

([http://www.epa.gov/etv/vendors/Logo\\_Use\\_1103.pdf](http://www.epa.gov/etv/vendors/Logo_Use_1103.pdf)より)

米国 ETV 事業においては、ETV の名称およびロゴの使用に関するガイドラインが定められている。主な内容は以下の通り。

- ・ 実証対象技術の事業者、製品、技術、サービスに関して、EPA による保証・認可などを少しでも謳うような状況での使用を禁止している。
- ・ ETV プログラムに関する一般的教育の目的（教育パンフレット、学術雑誌など）であれば、特別な許可が無く誰でも使用可能である。
- ・ 事業者については、実証が完全に終了した技術について、ETV により実証された性能や ETV の実証が完了したということを宣伝するために使用することができる。

図表 3 米国 ETV ロゴのオプション



図表 4 ETV ロゴマークの使用例

Introducing The ECA 450

It's like no other industrial grade portable combustion efficiency and environmental analyzer on the market today.

The ECA 450 determines the burner efficiency of furnaces, boilers and other industrial combustion equipment, helping plants reduce fuel costs while determining and monitoring pollutant levels. And it does it with the most user friendly interface currently available. In fact, no other competitive instrument offers so many features or delivers such sophisticated measurements with such ease.

In addition, the ECA 450 is EPA/ETV test verified for SO<sub>x</sub> emissions ensuring top accurate measurements.

So whether you're concerned about combustion efficiency or environmental compliance — or both — the ECA 450 is a single solution for your sophisticated needs.

Obtain the performance benefits of ECA 450 for your plant at a competitive price by contacting us at 1-800-754-4500 for a copy of the ETV Test Verified logo. The use of the ETV Test Verified logo is an important indicator of the product's ability to deliver top quality performance.

(参考3) 前回検討会(6/24)の主な委員指摘事項と対応方針案

項目	主な委員コメント	対応方針案
費用分担	どこまでを国が負担するのか、仕組み全体の議論が必要。 実証機関が自治体の場合とそれ以外の場合とで費用が変わる。	廃棄物等に関する類似事業の事例を整理。標準費用的なものを算出し、次回以降検討。
	行政的ニーズの高い技術とそうでないものとの、費用分担を変えてよい。	モデル事業終了後、プライオリティの高いものには公的負担の割合を増やすなどの考え方もあるか。
役割分担	環境省がどこまで関わるのかを決める必要。 例えば分野追加は国が決めるべき。 データベースについては環境省が維持すべき。	役割分担に関する基本的考え方を示す。 データベース維持については、モデル事業終了後も環境省の役割と認識。
	実証機関は自治体が望ましい。	現在は、NPO等も活用する方向。今後のフォローアップ調査の中で、是非を検証。
その他	分野が、「分野」と呼ぶほど広いものとなっていない。	今後検討だが、広いものとしていくことが望ましいか。
	実証した技術へのラベリングなどにより、商業上効果の出る可能性も。	今回、類似事例を整理。